

答 申 書

令和 5 年 1 1 月

行田市下水道事業運営審議会

令和5年11月29日

行田市長 行 田 邦 子 様

行田市下水道事業運営審議会
会 長 小 林 修



持続可能な行田市公共下水道事業運営のための使用料の適正化について（答申）

令和5年7月14日付けで諮問がありました、持続可能な行田市公共下水道事業運営のための使用料の適正化について、次のとおり答申します。

持続可能な行田市公共下水道事業運営のための使用料の適正化について (答 申)

1. はじめに

行田市の下水道事業は、生活環境の改善、公衆衛生の向上及び公共用水域における水質保全を目的に、昭和25年に整備着手した。

令和4年度末時点で、下水道の水洗化率は90%に達し、清潔で快適な生活環境を維持するための、住民生活において欠かすことのできない重要な都市基盤施設として、引き続き普及促進に努めるとともに、下水道施設の適切な維持管理に努める必要がある。

下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされており、その事業に伴う収入によって経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく独立採算制の原則が適用される。その事業経営は、自然現象である雨水を排除し、浸水被害を防除するための費用（雨水処理費）については公費負担とし、一般家庭や事業所などから排出される汚水処理に係る費用（汚水処理費）は下水道使用料で賄うことを基本に、受益者負担の原則（独立採算）の下に行うこととされている。下水道事業の経営基盤となる使用料は、下水道法を根拠に適正な原価を基礎として、健全な事業運営を確保・維持できるものでなければならない。

しかしながら本市の下水道事業は、本来使用料収入で賄うべき経費を使用料で賄えず、基準外繰入金に依存している。また、昨今の人口減少、節水意識の向上及び節水機器の普及等による排水需要の減少から、使用料収入の大きな増加は見込めない状況にある。

さらには、施設の老朽化に伴う改築・更新の事業費の増加、物価高騰に伴う維持管理経費の上昇等により、下水道事業を取り巻く経営環境はますます厳しいものになっていくことが予想される。

従って本審議会では、独立採算制の原則の下での健全な経営を実現し、下水道サービスを持続的・安定的に提供していくための取組みについて、慎重に審議を行った。

その結果、次のとおりの結論となったので、意見を添えて答申する。

2. 答申事項

下水道使用料の改定については、①汚水処理に要する経費を原価とし、原価に見

合った適正な受益者負担を求めるべきであるにも拘らず、一般会計からの繰入金に依存して事業が運営されていること。②現行の使用料は、平成21年度以降改定が行われていないこと。③物価上昇傾向が続く中で、使用料収入は中長期的には減少傾向に転じることが見込まれ、現行使用料のままでは令和6年度以降、年度末資金残高、当年度純利益の赤字が見込まれること。④使用料収入の不足により施設の維持管理が滞った場合、施設の老朽化による道路陥没や污水ポンプの停止等のリスクが上昇すること。⑤災害等の不測の事態が発生した場合においても、下水道サービスを継続するためには一定の資金の蓄えが必要である点を考慮し、やむを得ないものと判断する。

(1) 使用料の算定期間

下水道使用料の公共料金としての安定性と、収支等の予測の確実性の両面から見た妥当性を勘案し、令和6年度から令和12年度までの7ヵ年を収支予測の対象期間として算定した。

(2) 改定率及び使用料体系

下水道使用料の改定については、安定的かつ健全な経営のための目標として、以下の3つを設定し、それらを実現するために必要となる使用料を検討した。

- ① 毎年度の年度末資金残高を確保する。
- ② 毎年度の当年度純利益を黒字とする。
- ③ 令和12年度までに一般会計からの基準外繰入金をゼロとする。

本来下水道使用料は経費回収率100%となる水準を目指すべきであるが、住民生活や事業活動に与える影響を考慮して、一般污水に係る使用料は、各年度末に資金を確保し、なおかつ当年度の最終損益を黒字とすることのできる水準とし、**改定率は20%**とすることが妥当であるとの結論になった。

改定率20%で改定した場合、上記①～③を達成し、令和12年度末には、1年度の平均的な使用料収入の半分程度の資金を確保できる見込みである。経費回収率は、現行使用料での70%台後半から、約90%までの改善が見込まれる。

使用料体系は、平成21年度4月の改定時に、単身世帯等の小口利用者の負担に配慮して設定したものであり、その後も単身世帯等が増加している状況であることから現行の使用料体系（「基本料金+超過料金」）を維持する。

なお、浴場污水の使用料及び水道水以外の水を使用した場合の污水排除量算定基準については、令和5年度現在、本市には浴場污水使用料の適用対象となる施設がないこと、並びに水道水以外の水を使用した場合についても、単身世

帯等の小口利用者の生活に配慮する観点から、現行の算定基準を維持することとする。

現行及び改定後の使用料体系

1月当たり、単位：円（税抜）

料金区分		使用水量	現行	改定後	上昇率 (%)
一般汚水	基本料金	8 m ³ まで	590	708	20
	超過料金 (1 m ³ につき)	8 m ³ を超え 30 m ³ まで	105	126	20
		30 m ³ を超え 50 m ³ まで	125	150	20
		50 m ³ を超え 100 m ³ まで	135	162	20
		100 m ³ を超え 200 m ³ まで	150	180	20
		200 m ³ を超え 500 m ³ まで	160	192	20
		500 m ³ を超え 1,000 m ³ まで	170	204	20
		1,000 m ³ を 超えるもの	180	216	20

(3) 使用料の改定時期

下水道使用料の改定時期については、令和7年3月1日とすることが適当であるが、住民への十分な周知期間を確保することを考慮し決定すること。

なお、継続使用者の新たな使用料の適用については、別添「参考資料3」のとおりとする。

3. 附帯意見

今回の諮問事項に対する答申は以上のとおりであるが、審議会における検討経過を踏まえ、次のとおり意見を附すこととしたので、今後の事業運営にあたり配慮をお願いする。

(1) 下水道事業のあり方と今後の下水道使用料の見直しについて

今回の使用料改定は、令和6年度から令和12年度までの7ヵ年を使用料算定期間としている。引き続き、適正な使用料と公費負担のあり方について検証を行い、効率的な事業運営と経営の健全化に努めること。なお、使用料については、社会経済情勢の変化に対応するため、5年に一度の頻度で定期的に見直しを行うことを求める。

(2) 水洗化率の向上について

水洗化率を向上させるために、下水道に接続していない世帯への戸別訪問等の取組みを今後も継続するとともに、特定の期間や地域を区切り、集中的な接続促進活動を行うといった工夫も織り交ぜて、下水道を使っただけのように努めること。

また、下水道は清潔で快適な生活環境を守るために欠かすことのできない都市基盤施設であるため、市民に広く啓発活動を行い、理解を得るように取り組むことを求める。

(3) 有収率の向上について

本市の下水道事業は、不明水が多く発生していることから、受け入れた汚水全体に対する有収水量（使用料を受取ることのできる水量）の割合である有収率が低い水準となっている。雨水枡等の設置促進や、老朽化した管きよの更生等の不明水対策を継続・強化し、有収率の向上に努めることを求める。

(4) 全体計画区域の縮小について

将来世代の負担を軽減するためには、新規の施設整備が過剰なものとなっていないかをチェックし、地域の状況に即した最適な投資とする必要がある。

そのために、現在進めている全体計画区域の縮小を、着実に実施することを求める。

参考資料 1 行田市下水道事業運営審議会委員名簿

参考資料 2 行田市下水道事業運営審議会 審議経過

参考資料 3 新使用料の適用について

行田市下水道事業運営審議会委員名簿

	氏 名	備 考
会 長	小 林 修	市議会議員
副会長	田 尻 要	学識経験者
委 員	小野寺 貴男	市議会議員
委 員	日 野 努	学識経験者
委 員	安 原 一 夫	受益者代表
委 員	長 島 敬 二	受益者代表
委 員	栗 原 芳 江	受益者代表
委 員	茂木 美智代	受益者代表
委 員	白 鳥 拓 治	受益者代表
委 員	江 森 信 行	受益者代表
委 員	今 井 好 江	受益者代表

行田市下水道事業運営審議会 審議経過

	日程	開催場所	審議内容等
令和5年度 第1回審議会	令和5年7月14日(金) 午前10時～11時15分	水道庁舎2階 第2会議室	・市長諮問 ・下水道について「水循環と下水道」 ・行田市下水道事業の状況
第2回審議会	令和5年8月21日(月) 午後2時～3時30分	水道庁舎2階 第2会議室	・行田市下水道の経営状況 ・行田市の経営努力 ・現行料金体系における収支予測
第3回審議会	令和5年11月2日(木) 午後3時～4時30分	水道庁舎2階 第2会議室	・使用料改定(案)について
第4回審議会	令和5年11月14日(火) 午前10時～11時15分	水道庁舎2階 第2会議室	・答申書(案)の確認

新使用料の適用について

本市では、検針及び料金徴収を**2か月毎**に行っています。このため、奇数月に検針する地区と偶数月に検針する地区があります。新料金の適用については、下記のとおりです。

なお、下水道使用料のお支払いは、検針日の翌月となります。

対象	検針月	2月	3月	4月	5月	6月
3月1日以前から ご使用の方	奇数月検針	旧料金	● 検針日	新料金	● 検針日	
	偶数月検針	● 検針日	旧料金	● 検針日	新料金	●